

住宅改修費の受領委任払い制度開始について

H26.4 香南市高齢者介護課

介護保険での住宅改修費の支給は、利用者が一旦費用の全額を支払い、その後申請をして保険給付分（9割）の支払いをうけるという、「償還払い」を原則としています。

「受領委任払い制度」は、住宅改修費の支払いを初めから1割分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。

残りの9割分については、利用者の委任に基づき香南市から住宅改修事業者に直接支払います。

香南市では、この「受領委任払い制度」を平成26年4月から実施します。

1. 受領委任払いの開始日

平成26年4月1日以降に事前申請した住宅改修について、受領委任払いが可能となります。

2. 受領委任払い対象者

住宅改修費用の全額を支払うことが困難な者であって、次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①香南市の被保険者で要介護または要支援の認定を受けている者
- ②介護保険料の滞納がない者
- ③住宅改修費の受領委任払いについて施工事業者の同意が得られている者
- ④生活保護受給者もしくは世帯全員が住民税非課税である者

3. 受領委任払いの取り扱い手順

受領委任払いを利用することについて、利用者と施工業者との間で合意した場合は、以下の手順により手続きを行ってください。

(1) 事前申請

- ①介護保険住宅改修にかかる事前申請提出書 (H26.4～新様式になります)
- ②介護保険住宅改修費支給申請書
- ③住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成）
- ④工事見積書
- ⑤改修箇所の写真（改修前の状態が確認でき、日付が写りこんでいるもの）
- ⑥工事箇所の図面
- ⑦改修承諾書（住宅の所有者が本人以外の場合）
- ⑧同意書
- ⑨委任状

(2) 承認通知及び着工

市で申請書類を審査し、結果をケアマネージャーに電話で連絡するとともに

「住宅改修事前申請の確認済連絡票」をつけて書類一式を返却します。

(3) 住宅改修の完了及び利用者負担額（1割）の受領

施工業者は、住宅改修の工事が完了した場合は、介護保険給付対象となる改修費用額に1/10を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）を利用者負担額として利用者から受領します。

(4) 領収書について

受領委任払いの領収書については、工事費用の総額及び利用者が支払った金額が分かるように記載してください。

(領収書記載例)

領 収 書		平成〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者名 〇〇 〇〇 様	利用者負担額	
金額	円	
但し、住宅改修費（ として 上記正に領収しました。	工事費総額	円)の利用者負担額（ 円) 対象額の1割+対象外経費
住宅改修施工業者 (所在地) (事業者名) (代表者氏名)		印

(例：250,000円の改修（給付対象200,000円）を行った場合)

領 収 書		平成〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者名 〇〇 〇〇 様	利用者負担額	
金額	70,000 円	
但し、住宅改修費（250,000円）の利用者負担額（70,000円）として、上記正に領収しました。	工事費総額	対象額の1割+対象外経費
住宅改修施工業者 (所在地) (事業者名) (代表者氏名)		印

(5) 完了報告書

利用者が施工業者に利用者負担額を支払った後、事前申請で提出した申請書類一式に下記の書類を添付し、香南市へ提出します。

- ①支給申請提出書
- ②自己負担分の領収証（原本）
- ③工事内訳書
- ④改修後の写真（改修後の状態が確認でき、日付が写り込んでいるもの）

(6) 住宅改修費の支給決定及び通知について

工事完了後、申請書類等を審査し、支給を決定した場合は、申請者及び施工業者に支給決定の通知を送付します。

住宅改修費の支給は、申請があつてから2週間から1ヶ月程度で施工業者の口座へ振り込みます。